

Title	無形資産会計論の存在意義：会計学の基本問題〔III〕(7)
Sub Title	The raison d'être of the argument about accounting for intangibles
Author	友岡, 賛(Tomooka, Susumu)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2020
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.63, No.5 (2020. 12) ,p.1- 11
JaLC DOI	
Abstract	「無形資産会計論」と称される分野の存在意義が分からない。「無形」概念に拘ることの意義が分からない。暖簾会計論を無形資産会計論において行うことの意義が分からない。如上の疑問にもとづいて思量する。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20201200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

無形資産会計論の存在意義

— 会計学の基本問題〔Ⅲ〕(7) —

友 岡 賛

<要 約>

「無形資産会計論」と称される分野の存在意義が分からない。「無形」概念に拘ることの意義が分からない。暖簾会計論を無形資産会計論において行うことの意義が分からない。

如上の疑問にもとづいて思量する。

<キーワード>

相手勘定, オフ・バランス, オン・バランス, 価値関連性, 繰延資産, コア預金取扱権, 固定資産, 自己創設暖簾, 資本化, 測定可能性, 暖簾, 非貨幣性, 不確実性, 複式, 保守的, 無形資産, 無形資産会計論, リース

「無形資産」の定義

「無形資産が会計の有用性低下の主たる原因である¹⁾」とする向きは, したがって, 「無形資産の台頭と会計の凋落²⁾」という論題をもって掲げる。「無形資産という目に見えないものが, とても大切な経済社会になっている³⁾」とされる。しかし, けだし, 「とても大切」だからといって, 「無形資産という目に見えないもの」を一つの範疇と捉え, これを論ずることが「とても大切」とは限らない。

<引用について>

原文における () 書きや太文字表記や圈点やルビの類いは, 原則として, これを省略した。したがって, 引用文におけるこの類いのものは, 特に断りが無い限り, 筆者(友岡)による。

また, 引用に際して, 旧字体は, 原則として, これを新字体に改め, 促音や拗音の類いが小文字表記されていない場合は小文字表記に改め, 漢数字は多くの場合, 算用数字に改めるなどの加筆を施している。

1) バルーク・レブ, フェン・グー/田中優希, 河内山拓磨, 野間幹晴, 円谷昭一, 加賀谷哲之, 米谷健司, 鈴木智大, 古賀裕也(訳), 伊藤邦雄(監訳)『会計の再生——21世紀の投資家・経営者のための対話革命』2018年, 129頁。

2) 同上, 115頁。

3) 野口倫央「研究開発投資の適切な会計処理は?」『会計人コース』第54巻第8号, 2019年, 82頁。

「無形資産会計論」と称される分野があるが、いま一つその意義が分からない。そもそも無形資産 (intangibles; intangible assets) とは何か。

日本会計研究学会の特別委員会 (2003年~2005年) の成果としてまとめられた2006年刊の『無形資産の会計』は、600頁近い大冊ながら、しかし、「無形資産」概念に関する議論、無形資産の定義に関する議論はおよそなく、「無形資産は「物理的な形態または金融商品としての形態を有しない将来便益に対する請求権」であるが云々⁴⁾」と実にあっさり定義めいたものが述べられ、また、国際会計基準 (International Accounting Standard) (IAS) についての記述において「IAS38号ではまず、無形資産を「物的実体のない識別可能な非貨幣性資産」として定義している⁵⁾」と述べているに過ぎない。

無形資産の分類や特性についての記述、あるいは例示の類いはみられるが、これらは、むしろ、決して定義ではない。特性にしても、例えば「「無形資産」という用語は、価値測定が困難であることを示唆している⁶⁾」ともされているが、「測定が困難」は無形ゆえの特性か。「無形資産の実質的内容は、通常、例示列举によらざるを得ない⁷⁾」ともされているが、むしろ、例示は「無形資産の具体的属性を体系的かつ統一的に提示するものではない⁸⁾」。

「無形」概念の意義も疑問ながら、「金融商品としての形態を有しない」こと、あるいは「非貨幣性資産」たることの意義は最早、論ずるまでもないことなのか。

不確実な固定資産

上記の『無形資産の会計』よりも40年近く前、1969年に上梓された『無形資産会計序説』は、序説らしく、かなり白紙の状態から始めている。

「具象性の有無という事それ自体は、無形資産の第二義的ないし派生的な特質ではあり得ても、その基本的な属性をなすものではない。何故ならば、無形たると有形たるとをとわず、会計上「資産」たるの基本的属性の認識それ自体が……具象性の有無とは原理的に無縁だからである。「実体を具備しないあるいは有体の欠如」という観点だけからいえば、流動資産たる売掛金も「無形」であり、前払費用や繰延費用もまた同様に無形である。さらに、厳密にいえば、有価証券にしても手形債権にしても、また、現金・預金等にしても、具象性によりその資産性が会計上容認されているわけのものではない。にもかかわらず、一般にこれらの資産を「無形資産」とはよばないのである⁹⁾。

4) 伊藤邦雄「無形資産会計の新展開」伊藤邦雄 (編著)『無形資産の会計』2006年、10頁。

5) 大塚成男「IAS38号「無形資産」」伊藤邦雄 (編著)『無形資産の会計』2006年、113頁。

6) S. H. ベンマン／荒田映子、大雄智、勝尾裕子、木村晃久 (訳)『アナリストのための財務諸表分析とレビュー (原書第5版)』2018年、75頁。

7) 古賀智敏『知的資産の会計——マネジメントと測定・開示 (改訂増補版)』2012年、6頁。

8) 同上、6頁。

9) 久野秀男『無形資産会計序説』1969年、43頁。

かくて具象性の有無の意義を否定するこの序説は別の意義をもって「intangible」に見出し、すなわち「tangibleとintangibleという語は、具象性の有無という観点のほかに、相対的な意味で‘certainty’に対する‘uncertainty’という意味をふくんでいることを理解すべきである。……つまり「資産」としての確実性の度合に関する相対的な認識である。とくにuncertaintyという要素をもって無形資産の最も重要な特性と考えている学者にヘンドリクセン (Eldon S. Hendriksen) ¹⁰⁾がある」と述べ、畢竟、「要するに、貸借対照表上における「有形」・「無形」の範疇並びにその区分は、会計の報告領域において、伝統的に遵守されてきた債権者中心思想の発現にすぎず、とくに、法律制度における債権者保護の伝統を忠実に反映したものであると断定してよいと思う」としているが、有形資産と無形資産をもって「債権者保護の伝統」に鑑みて確実な資産と不確実な資産として区別する、ということは、要するに、債務返済手段として怪しいものを区別して示す、ということであって、畢竟、換金可能性ということか。確実・不確実は後出の測定の信頼性ないし客観的な測定可能性にも繋がるが、換金可能性とは次元をもって異にする。「断定」には異論はあろうが、この解釈は明快である。

また、如上の序説が引き合いに出しているエルドン S. ヘンドリクセンの1965年刊の書は「通例、無形資産は「具体的な存在形態のない固定資産……」¹²⁾として「固定資産」に限定し、「一つの共通した特質は、無形資産が企業の当該営業循環過程を越えて企業に効益をもたらすということが期待されることである」と説きつつ、「しかし、具体的な存在形態が欠如しているという特質は不分明である」¹⁴⁾と続け、「無形資産のもっとも重要な唯一の特質は、将来享受されるべき効益の価値に関する不確実性である」¹⁵⁾としているが、「もっとも重要な唯一の特質 (the most important single characteristic)」¹⁶⁾とはどのようなものか。しかも、「借地権や賃借不動産工作物利用権は別として、無形資産のもっとも重要な唯一の特質は……」¹⁷⁾ということであって、共通性はこれに欠ける。共通性に欠けるものはこれを定義に入れることはできようか。

他方、「固定資産」についていえば、「従来より、無形資産は固定資産であるのが当然とされており、現在まで無形資産の流動・固定に関する議論はほとんど行われてはいない」¹⁸⁾のはどうしてか。

これについて代表的な辞典の類いを参照してみるに、或る『会計学大辞典』には「機械や土地のように具体的な形があるわけではないが、長期にわたって経営に利用され、なんらかの経済的

10) 同上、52頁。

11) 同上、53頁。

12) エルドン S. ヘンドリクセン／飯岡透、飯田修三、大岩弘和、戸田秀雄、小野弓郎、村上仁一郎、市川秀男、早矢仕健司（訳）、水田金一（監訳）『会計学〔下巻〕』1971年、472頁。

13) 同上、472頁。

14) 同上、472頁。

15) 同上、473頁。

16) Eldon S. Hendriksen, *Accounting Theory*, 1965, p. 337.

17) ヘンドリクセン／飯岡、飯田、大岩、戸田、小野、村上、市川、早矢仕（訳）、水田（監訳）『会計学〔下巻〕』473頁。

18) 山内暁『暖簾の会計』2010年、210頁。

ベネフィットをもたらすことが期待される財¹⁹⁾という「無形固定資産」の項はあっても「無形資産」の項はなく、また、或る『会計学辞典』も同様に「有形固定資産のように実体をもたないが、長期にわたって事業の用に供され収益の獲得に貢献する資産²⁰⁾」という「無形固定資産」の項のみ²¹⁾があり、ただし、些か古い或る『会計学辞典』には「無形固定資産」とともに「無形資産」の項²²⁾がみられるが、ただし、「無体の資産で、営業権・特許権・借地権・商標権・実用新案権・意匠権・鉱業権などがこれに属する²³⁾」とするこれは定義とはいえないだろうし、ちなみにまた、「固定資産に属し、「有形固定資産」および「投資その他の資産」とともにその構成内容の一つをなす²⁴⁾」という「無形固定資産」の説明に至っては無形であることへの言及すらなく、およそ説明になっていない。

無形資産会計論の意義

また、序説やヘンドリクセンから一挙に半世紀近く時を下り、2012年刊の『無形資産会計のフレームワーク』は「無形資産とは、特許権やノウハウ、技術力など、物理上または金融上の実体を有さない資産とされる²⁵⁾」として金融資産はこれも排除し、しかし、「有形資産にも金融資産にも分類することができなかった項目が消去法的に無形資産として認識されている²⁶⁾」としているが、やはり「消去法」に過ぎないのか。

他方、再びヘンドリクセンに目をやれば、彼は「600社の年次営業報告書に関する最近（1960年代前半）の調査²⁷⁾」をサーベイの上、「したがって、無形資産は企業の財務報告における未記録の、しかも、過小評価される資産のうちでもっとも重要な唯一の資産であるように思われる²⁸⁾」としているが、「未記録の、しかも、過小評価される（unrecorded and undervalued）資産²⁹⁾」とは、要するに、オフ・バランス項目のことだろうし、「このようなことはなぜ許されるのであろうか³⁰⁾」とこうした資産の存在を問題視しているということは、畢竟、オン・バランスしたい、オン・バランスすべき、ということか。

19) 伊藤邦雄「無形固定資産」安藤英義、新田忠誓、伊藤邦雄、廣本敏郎（編集代表）『会計学大辞典（第5版）』2007年、1276頁。

20) 安藤英義、新田忠誓、伊藤邦雄、廣本敏郎（編集代表）『会計学大辞典（第5版）』2007年、1275～1276頁。

21) 朴大栄「無形固定資産」神戸大学会計学研究室（編）『会計学辞典（第6版）』2007年、1129頁。

22) 神戸大学会計学研究室（編）『会計学辞典（第6版）』2007年、1129～1130頁。

23) 黒澤清（編集代表）『会計学辞典』1982年、817～818頁。

24) 佐藤宗彌「無形資産」黒澤清（編集代表）『会計学辞典』1982年、818頁。

25) 神森智「無形固定資産」黒澤清（編集代表）『会計学辞典』1982年、817頁。

26) 藤田晶子『無形資産会計のフレームワーク』2012年、5頁。

27) 同上、25頁。

28) ヘンドリクセン／飯岡、飯田、大岩、戸田、小野、村上、市川、早矢仕（訳）、水田（監訳）『会計学〔下巻〕』471頁。

29) 同上、471頁。

30) Hendriksen, *Accounting Theory*, p. 336.

31) ヘンドリクセン／飯岡、飯田、大岩、戸田、小野、村上、市川、早矢仕（訳）、水田（監訳）『会計学〔下巻〕』471頁。

「消去法」は消極的ながら、「したい」や「すべき」は積極的というべきか。

「したい」や「すべき」とする向きはオフ・バランスによって会計情報の価値関連性とやらが³²⁾低下をみていることを問題視し、³³⁾「伝統的会計では、プロダクト型経済を背景としてプロダクト(有形財)を対象とし……「有形財 - 取引アプローチ - 測定の信頼性」の図式によって取得原価会計が基礎づけられてきた。その結果、現行会計基準では、無形価値をもったインタンジブルズの多くがオフバランス処理され、また、獲得される収益に対して費用が相対的に高く計上されるので、1期間の報告利益が過少計上される」と説き、あるいは「研究開発投資支出の効果の発現が、資本的支出よりも顕著に高いという研究成果の蓄積や、研究開発活動のリスクの大きさが業種によって異なるという……発見は、研究開発資産の計上に柔軟な選択肢を提供している IAS38 を支持する内容となっていると言え……米国や日本会計基準のように、すべての業種で研究開発支出を費用処理することは、かなり保守的な会計基準を採用していることになる³⁵⁾」ともされる。また、これは収益と費用に「非対応が生じている³⁶⁾」ことをもって意味し、「対応原則と信頼性規準の間には、緊張関係が存在する³⁷⁾」とされる。いわく、「信頼性規準によれば、資産・負債は、正確に測定することができ、主観的な意見や偏りのない、客観的な証拠が得られる場合にのみ、貸借対照表において認識されることになる。それゆえ……多くの無形資産は貸借対照表に計上されていない。研究開発から生み出された知的資産も通常は計上されない。……R&D 資産や、ブランド資産に対する投資は……損益計算書において即時費用化することが会計基準で定められ……しかしその結果……非対応が生じ……対応原則と信頼性規準の間には、緊張関係が存在する³⁸⁾」。

他方、資産計上については「ブランド資産や知的財産、経営者の能力など……いわゆる無形資産……が貸借対照表に計上されないのは、会計専門家がそれらの価値を明らかにすることが非常に困難で……「信頼性」規準に従った測定を行うことができないからである」とされ、「会計では、これらの資産にゼロの価値を付す⁴⁰⁾」ともされており、すなわち、費用処理によって「利益が過少計上される」ことは「保守的」といえようが、他方、費用処理によって貸借対照表に資産計上さ

32) 下記のものを参照。

中川豊隆「Value Relevance とは何か」『岡山大学経済学会雑誌』第47巻第2号、2016年。

33) 古賀智敏「変化の中での企業会計の系譜と発展——経済のグローバル化・ソフト化・多様化の中で企業会計はいかに変容し、また変容しようとしているか」古賀智敏（編著）『会計研究の系譜と発展』2019年、xxxii 頁。

34) 同上、xxx~xxxii 頁（（ ）書きは原文）。

35) 與三野禎倫「インタンジブルズ実証研究の過去・現在・未来」古賀智敏（編著）『会計研究の系譜と発展』2019年、222頁。

36) ペンマン／荒田、大雄、勝尾、木村（訳）『アナリストのための財務諸表分析とバリュエーション（原書第5版）』53頁。

37) 同上、53頁。

38) 同上、52~53頁。

39) 同上、74頁。

40) 同上、74頁。

れないことも「保守的」といえようか。

また、翻って「IFRS（国際財務報告基準）による見える化」⁴¹⁾は「研究開発の局面のうち開発局面に関しては、収益獲得の可能性の上昇を根拠に一部の資産認識を要求し」⁴²⁾たことによって「大切なものが目に見える」⁴³⁾ようになったとされているが、そうなった「大切なもの」はやはり「無形資産という目に見えないもの」なのか、あるいは「過少」に非ざる「利益」なのか。

それにしても、固定資産にして非貨幣性の無形資産を「無形資産」概念をもって捉えることの意義は何か。そうした無形資産について論ずる無形資産会計論の存在意義は奈辺にあるのか。

繰延資産はこれを無形資産に含めないのはどうしてか。何が違うのか。これについては「繰延費用すなわち商法上のいわゆる「繰延資産」を構成する諸項目は、支出済でありかつ給付を受領済であるから、本来的には「損費」たる性質を有するのであるが、将来の収益との対応関係を予測して……「繰延」の手續がとられたもので……英国では、一般にこれらの項目を「擬制的資産」と称し……無形資産項目とは、まったく異質なものである」⁴⁴⁾ともいわれるが、「対応関係」と「将来便益」は、言い様こそ異なるものの、畢竟、同じことではないのか。

ただしまた、「繰延資産としての開発費は適正な期間損益計算を目的とする収益費用アプローチのもとで容認された資産であるが、IAS38における無形資産としての開発費は基本的にモノの取得原価であり、将来の経済的便益を持つか否かを重視する資産負債アプローチのもとで認識が義務づけられた資産であるという解釈も成り立つのかもしれない」⁴⁵⁾ともされる。

暖簾をめぐる議論⁴⁶⁾

むろん、組上に載せなければならぬのは暖簾である。暖簾をもって無形資産とは捉えない行き方もあるとはいへ、⁴⁷⁾「一般的には無形資産の一部として考えられている」⁴⁸⁾とされ、また、「暖簾会計をめぐる課題を考察することは、暖簾会計のみならず会計全体の枠組みにかかわる諸問題を考察することにも繋がる」⁴⁹⁾とされる。

ただし、暖簾については山内暁の書があって、けだし、これは他の追随を許さず、19世紀後半から21世紀に至るまでの暖簾観の変遷をもって〔無形財的暖簾観 → 超過利潤的暖簾観 → 残余的暖簾観 → シナジ的暖簾観〕⁵⁰⁾と捉え、「ただし……無形財的暖簾観と超過利潤的暖簾観とは常に切り離して考えられていたというわけではなく……暖簾を超過利潤としたうえで、その超過利潤

41) 野口「研究開発投資の適切な会計処理は？」83頁。

42) 同上、83頁。

43) 同上、84頁。

44) 久野『無形資産会計序説』45頁。

45) 藤田『無形資産会計のフレームワーク』109頁。

46) 木村太一氏（多摩大学）との議論に多くを負っている。

47) 山内『暖簾の会計』207～212頁。

48) 同上、208頁。

49) 同上、「はしがき」5頁。

50) 同上、37～132頁。

を生み出す源泉としてさまざまな無形財があると考えた論者と、暖簾を無形財としたうえで、その無形財を有している結果として超過利潤が生じるというように考える論者とがいた⁵¹⁾ことに留意し、[暖簾 = 超過利潤 ← 無形財]と捉えられる前者は収益費用アプローチ的な思考により、[暖簾 = 無形財 → 超過利潤]と捉えられる後者は資産負債アプローチ的な思考によっている⁵²⁾と指摘している点は興味深い⁵³⁾が、けだし、しかし、この指摘には発展性(次の議論に繋がるもの)が看取されない。

暖簾については「タブーとされてきた自己創設のれん」⁵³⁾の論点が重要なが、これについては自己創設暖簾の評価・測定にかかわる議論は繁くみられるものの、

(借方) 暖簾 XXX / (貸方) 利益 XXX

なのか、あるいは

(借方) 暖簾 XXX / (貸方) 資本 XXX

なのか、といった議論は寡聞にして余り知らない。ちなみに、オフ・バランスを問題視し、オン・バランスしようとする向き(とりわけリース会計の研究者)は繁く「資本化」という言い様を「オン・バランス」と同義に用いる⁵⁴⁾が、けだし、これは「資本化」とはいうものの、その実、この「資本」は経済学的な資本であって、会計ないし会計学的な資本ではなく、要するに、資産化のことだろうし、あるいはまた、オフ・バランス・シート・ファイナンス(負債を計上しない資金調達)対策という意味においては負債化ないし他人資本化⁵⁵⁾ということか。

他方、[(貸方) 資本 XXX]とする理由はこれを資本維持に求めることもできようが、自己創設暖簾は利益ではなく、利益をもたらすもの、と捉える場合には維持すべき資本とされようか。

ところで、「リースを資産および負債として計上するいわゆるリースの資本化」⁵⁶⁾とされるように、リース会計の場合は [(借方) リース資産 XXX / (貸方) リース負債 XXX] とされようが、ただし、或る意味において [(借方) リース資産 XXX] と [(貸方) リース負債 XXX] はセットではない。例えば、リース資産を計上しないと、経営効率(総資産利益率)が過大に示されてしまう、といった問題に対処すべく、[(借方) リース資産 XXX] が行われ、また、オフ・バランス・シート・ファイナンスという別の問題に対処すべく、[(貸方) リース負債 XXX] が行われる。

かくて [(借方) リース資産 XXX] と [(貸方) リース負債 XXX] はセットではなく、すなわち [(借方) リース資産 XXX / (貸方) リース負債 XXX] は複式ゆえのことではなく、しかし、一方、[(借方) 暖簾 XXX / (貸方) 利益 XXX] なのか、あるいは [(借方) 暖簾 XXX / (貸方) 資本 XXX] なのか、ということが問題となるのは複式ゆえのこと、すなわち [(借方) 暖簾 XXX] の相手が

51) 同上、83頁。

52) 同上、83~84頁。

53) 藤田『無形資産会計のフレームワーク』13頁。

54) 「[リース取引のオンバランス化]という用語の代わりに、「リース資本化」という用語を使う人もいる」(洪慈乙「リース取引に関する会計の基本問題」『山形大学紀要(社会科学)』第45巻第1号、2014年、81頁)。

55) 「資本化」という言い様については荒田映子氏(リース会計の専門家)の教示を受けたが、ただしまた、如上の捉え方は筆者の勝手な解釈によっている。

56) 田中健二『オフバランス取引の会計』1991年、45頁。

問題となるのは複式ゆえのことである。

[(貸方) 利益 XXX] なのか、あるいは [(貸方) 資本 XXX] なのか、ということは暖簾論ないし自己創設暖簾論によって決せられるものなのか、はたまた、暖簾の性格の捉え方とは関係なく、例えば資本論（資本とは何か）がこれを決めるのだろうか。

なお、暖簾は「超過収益力（超過利益の源泉）を意味する⁵⁷⁾」とし、ただし、自己創設暖簾の資産計上が認められない理由に挙げられる客観的測定の困難性について「超過収益力そのものを結果的に収益還元価値として測定することは、別段困難であるわけではない⁵⁸⁾」とし、「超過収益力を結果的にもたらすような経営努力を反映した支出（自己創設暖簾に関連する支出）を、支出時に客観的に測定するのが困難⁵⁹⁾」ということとし、この支出は「支出時にいったん費用処理されているので、すでに費用処理されたものを再び利益に戻し入れ、改めて貸借対照表に資産計上する必要はないとみることもできる⁶⁰⁾」とする向きもある。

ところで、自己創設暖簾の相手勘定についての「議論は寡聞にして余り知らない」と前述したが、無形資産のうち、コア預金取扱権（Core Deposit Intangible）（CDI）については自己創設 CDI の相手勘定についての議論をみることができる⁶¹⁾。

CDIとは「貯蓄金融機関において……預金者との関係が長期的かつ安定的であり、引き出されることなく自社に留め置かれると予想される預金である「コア預金」……が活用されていることを示す……無形資産⁶²⁾」であって、この CDI をめぐる議論においては「資産の観点から検討した場合、購入 CDI と自己創設 CDI との相違点は明確ではない。しかし……相手勘定となる項目については両者に大きな違いがある⁶³⁾」とされ、「自己創設 CDI については、相手勘定を明確に決定することができない。……相手勘定となり得るのは資産の減少、負債の増加、資本の増加、収益の発生であるが、どれを相手勘定とする場合であっても問題が生じる⁶⁴⁾」とされる。ただし、その「問題」は「CDI の獲得は株主との取引ではないため、拠出資本の増加として処理することはできない⁶⁵⁾」ということや「自己創設 CDI は財貨・役務の提供によって獲得されるものではない以上、収益認識の基準が実現を原則とする限りにおいては、収益とともに CDI を認識することはできない⁶⁶⁾」といった「現在の制度⁶⁷⁾」上の「問題」であって、叙上のような筆者の関心とは次元を異にしているが、ただし、「自己創設 CDI の認識にあたっての相手勘定を決定できる枠組みがな

57) 白石和孝『知的無形資産会計』1997年、22頁（（ ）書きは原文）。

58) 同上、23頁。

59) 同上、23頁。

60) 同上、23頁。

61) 大塚成男「自己創設無形資産の否定——「コア預金取扱権（CDI）」を題材として」伊藤邦雄（編著）『無形資産の会計』2006年、261～264頁。

62) 同上、251頁。

63) 同上、261頁。

64) 同上、262頁。

65) 同上、263頁。

66) 同上、263～264頁。

67) 同上、264頁。

い……点が、自己創設 CDI の認識を阻害する最大の要因となっている⁶⁸⁾と結論されており、これは複式ゆえのことに相違なく、また、「測定可能性については、購入 CDI に対する評価方法がそのまま自己創設 CDI にも適用可能で……購入 CDI が測定可能性を有するにもかかわらず、自己創設 CDI には測定可能性がないとする理由はない⁶⁹⁾」とされ、自己創設暖簾の資産計上が認められない理由に挙げられる客観的測定の困難性は「自己創設 CDI の認識を阻害する……要因」には非ずということゆえ、相手勘定の問題こそが阻害要因として重視される、ということだろうか。

「筆者の関心とは次元を異にしている」とは述べたものの、如上の自己創設 CDI の議論に言及された「実現」にも意を用い、すなわち、実現基準をもって自己創設暖簾はこれを未実現利益と捉え、繰延利益とする場合には

(借方) 暖簾 XXX / (貸方) 負債 XXX

とすることも考えられようが、これは [(貸方) 利益 XXX] なのか、あるいは [(貸方) 資本 XXX] なのか、という議論とは次元を異にし、また、純資産は増加をみない資産の認識、というものの意味はこれをどのように解するか。[(借方) 暖簾 XXX / (貸方) 負債 XXX] は備忘記録なのか。さらにまた、如上の未実現利益は該企業が買収されたときに実現をみるが、そうした実現利益の性格はこれをどのように解するべきか。実現をみた暖簾は買入暖簾にほかならないが、ただし、これは買収企業側のことにほかならず、むしろ、買収企業にとっての実現ではない。

買入暖簾は誰にとっての実現か。被買収企業は被買収であって最早、存在せず、しかれば、被買収企業の資本主(株主)にとっての実現か。一見、これは資本主説的な解釈ともとれようが、しかし、これは、資本主以外の利害関係者はこの件には関係ない、というだけのことであって、主体論とは関係ない。そもそも主体論は、会計処理等を観察の結果、こうした会計処理は〇〇説的な思考によっている、といったようには述べられるものの、存外、主体論によって規定されるものは少なく⁷⁰⁾、「よっている」といった言い様の適否も定かでない。前出の山内の「後者は資産負債アプローチ的な思考によっている」といった指摘はこれも同様というべきか。

また、[(借方) 暖簾 XXX / (貸方) 繰延利益 XXX] とした場合、その後はどうなるのか。買収され、実現をみるまでの間はどうなるのか。むしろ、買収はこれも予定されているわけでもない。

他方、「買収企業(報告企業)の観点からすれば、買入のれんと自己創設のれんの相違は、期中における取引処理と決算処理との区別として捉えることができ……決算においては、報告企業自身が企業評価されることによって、自己創設のれんを定義できる⁷¹⁾」ともされているが、しかし、「評価・換算差額は……負債の定義を満たさない⁷²⁾」ともされ、「負債の定義については、経済的資

68) 同上、264頁。

69) 同上、260頁。

70) 友岡賛「会計主体論の存在意義——会計学の基本問題(Ⅲ)(6)」『三田商学研究』第63巻第3号、2020年。

71) 梅原秀継『のれん会計の理論と制度——無形資産および企業結合会計基準の国際比較』2000年、23頁
() 書きは原文)。

72) 池田幸典『持分の会計——負債・持分の区分および資本取引・損益取引の区分』2016年、272頁。

源（経済的便益）の犠牲を伴う義務といった定義が定着しているため、繰延収益説（負債説）を採るのは、現実には難しい⁷³⁾ともされる。もちろん、これは負債の定義によって左右されようが、そもそも自己創設暖簾は評価差額なのか。先述のように「自己創設暖簾は利益ではなく、利益をもたらすもの、と捉える場合には」自己創設暖簾は財産の増加に非ず、ということであって、したがって、評価差額ではない。

暖簾があるからこそ、評価差額、すなわち企業価値の増加がもたらされる、ということであって、企業価値の増加がすなわち暖簾、という関係にはなく、暖簾は評価差額の源と解されようし、また、額についても「企業価値の増加額 = 暖簾額」ということではない。ただし、むしろ、これは暖簾観に左右される。

いずれにしても、無形資産会計論における暖簾会計論の意義は暖簾観によって左右されようが、「一般的には無形資産の一部として考えられている」からといって、無形資産会計論において論ずることの意義は定かでない。

文 献

- 安藤英義, 新田忠誓, 伊藤邦雄, 廣本敏郎 (編集代表) 『会計学大辞典 (第5版)』中央経済社, 2007年。
 藤田晶子 『無形資産会計のフレームワーク』中央経済社, 2012年。
 Eldon S. Hendriksen, *Accounting Theory*, Richard D. Irwin, 1965。
 エルドン S. ヘンドリックセン (Eldon S. Hendriksen) / 飯岡透, 飯田修三, 大岩弘和, 戸田秀雄, 小野弓郎, 村上仁一郎, 市川秀男, 早矢仕健司 (訳), 水田金一 (監訳) 『会計学 [下巻]』同文館出版, 1971年。
 久野秀男 『無形資産会計序説』同文館出版, 1969年。
 洪慈乙 「リース取引に関する会計の基本問題」『山形大学紀要 (社会科学)』第45巻第1号, 2014年。
 池田幸典 『持分の会計——負債・持分の区分および資本取引・損益取引の区分』中央経済社, 2016年。
 伊藤邦雄 『無形資産会計の新展開』伊藤邦雄 (編著) 『無形資産の会計』中央経済社, 2006年。
 伊藤邦雄 「無形固定資産」安藤英義, 新田忠誓, 伊藤邦雄, 廣本敏郎 (編集代表) 『会計学大辞典 (第5版)』中央経済社, 2007年。
 神森智 「無形固定資産」黒澤清 (編集代表) 『会計学辞典』東洋経済新報社, 1982年。
 神戸大学会計学研究室 (編) 『会計学辞典 (第6版)』同文館出版, 2007年。
 古賀智敏 『知的資産の会計——マネジメントと測定・開示 (改訂増補版)』千倉書房, 2012年。
 古賀智敏 「変化の中での企業会計の系譜と発展——経済のグローバル化・ソフト化・多様化の中で企業会計はいかに変容し、また変容しようとしているか」古賀智敏 (編著) 『会計研究の系譜と発展』千倉書房, 2019年。
 黒澤清 (編集代表) 『会計学辞典』東洋経済新報社, 1982年。
 バルーク・レブ (Baruch Lev), フェン・グー (Feng Gu) / 田中優希, 河内山拓磨, 野間幹晴, 円谷昭一, 加賀谷哲之, 米谷健司, 鈴木智大, 古賀裕也 (訳), 伊藤邦雄 (監訳) 『会計の再生——21世紀の投資家・経営者のための対話革命』中央経済社, 2018年。
 中川豊隆 「Value Relevance とは何か」『岡山大学経済学会雑誌』第47巻第2号, 2016年。
 野口倫央 「研究開発投資の適切な会計処理は？」『会計人コース』第54巻第8号, 2019年。
 大塚成男 「IAS38号「無形資産」」伊藤邦雄 (編著) 『無形資産の会計』中央経済社, 2006年。
 大塚成男 「自己創設無形資産の否定——「コア預金取扱権 (CDI)」を題材として」伊藤邦雄 (編著) 『無形資産の会計』中央経済社, 2006年。

73) 同上, 293頁 (() 書きは原文)。

- 朴大栄「無形固定資産」神戸大学会計学研究室（編）『会計学辞典（第6版）』同文館出版，2007年。
- S. H. ペンマン（Stephen H. Penman）／荒田映子，大雄智，勝尾裕子，木村晃久（訳）『アナリストのための財務諸表分析とバリュエーション（原書第5版）』有斐閣，2018年。
- 佐藤宗彌「無形資産」黒澤清（編集代表）『会計学辞典』東洋経済新報社，1982年。
- 白石和孝『知的無形資産会計』新世社，1997年。
- 田中建二『オフバランス取引の会計』同文館出版，1991年。
- 友岡賛『会計学原理』税務経理協会，2012年。
- 友岡賛『会計学の基本問題』慶應義塾大学出版会，2016年。
- 友岡賛『会計と会計学のレーゾン・デートル』慶應義塾大学出版会，2018年。
- 友岡賛『会計学の考え方』泉文堂，2018年。
- 友岡賛「会計と会計学のレーゾン・デートル」『企業会計』第71巻第1号，2019年。
- 友岡賛「代理理論の会計史——会計学の基本問題〔Ⅲ〕（1）」『三田商学研究』第62巻第4号，2019年。
- 友岡賛「管理会計と財務会計——会計学の基本問題〔Ⅲ〕（2）」『三田商学研究』第62巻第5号，2019年。
- 友岡賛「『取得原価主義会計論』の稀有性——会計学の基本問題〔Ⅲ〕（3）」『三田商学研究』第62巻第6号，2020年。
- 友岡賛「会計責任と監査——会計学の基本問題〔Ⅲ〕（4）」『三田商学研究』第63巻第1号，2020年。
- 友岡賛「意思決定有用性アプローチと会計理論——会計学の基本問題〔Ⅲ〕（5）」『三田商学研究』第63巻第2号，2020年。
- 友岡賛「会計主体論の存在意義——会計学の基本問題〔Ⅲ〕（6）」『三田商学研究』第63巻第3号，2020年。
- 梅原秀継『のれん会計の理論と制度——無形資産および企業結合会計基準の国際比較』白桃書房，2000年。
- 山内暁『暖簾の会計』中央経済社，2010年。
- 與三野禎倫「インタングIBLES実証研究の過去・現在・未来」古賀智敏（編著）『会計研究の系譜と発展』千倉書房，2019年。

2019年6月18日成稿